

## 障害者自立支援法が4月からスタート

# 身体・知的・精神障害者のサービスが変わります

障害者自立支援法は、障害のある人が自立した生活を送れるよう、地域で安心して暮らせる共生社会を目指した新しい障害者福祉制度です。これまでの制度は障害の種類（身体・知的・精神）によって制度格差があり、複雑な事業体系となっていました。四月からは、障害の種類ごだった手続きや利用者負担の仕組みが統一され、共通したサービスを受けられるようになります。今回は、新しい制度の概要をお知らせします。



昨年8月26日に3障害合同で行われたふれあいスポーツ大会

### ▼新制度のポイント

- ①誰もが障害の種類によらない共通のサービスを受けられます
  - ②精神に障害のある人が身体障害者施設を利用することも可能になります。
  - ③利用者に必要とするサービスを公平に利用できます
  - ④介護と併用して審査会を設置します。認定区分などを判定し基準を明確にします。
  - ⑤申請↓コンピュータによる一次判定↓審査会による二次判定↓支給決定↓事業者契約↓利用開始
  - ⑥施設の在り方を見直しました
- 地域との交わりを重視し、施設

設を「日中活動の場」と「夜間居住の場」に分けます。

④自己負担額を見直しました

利用したサービスの量や所得に応じた公平な負担を求めます。自己負担額は原則として一割ですが、軽減措置があるので負担が重くなり過ぎないようにします。

⑤働きたい人への支援を強化しました

就労を希望する人に新たな訓練給付などが新設されました。

このほか、更生・精神通院医療などの自立支援医療、補装具給付、地域生活支援事業などの制度があります。

なお、新しい制度の基本部分は四月から、施設サービスなどは十月からのスタートとなります。

▼今後の手続き

今までサービスを受けていた人は？

健康福祉の里から利用者に通知します。三月中旬に新制度へ移行するための手続きを健康福祉の里などで行います。

新たにサービスを受けたい人は？

同様に申請できます。

▼地域包括支援センターを設置

四月から遠野健康福祉の里に高齢者や障害者などの総合相談機能の役割を果たす「地域包括支援センター」を設置します。

同センターを相談窓口としながら、サービスを提供している市内の社会福祉法人や障害者（児）団体などと行政機関が連携を強化し、新サービスを一元化して提供できる遠野型三障害一元化システムを確立していきます。

問い合わせ先

市健康福祉の里福祉課 障害福祉係 (☎02-4051-1113) または 宮守総合支所 市民福祉課 保健福祉係 (☎02-4051-1112)

- 現行の居宅サービス
- ホームヘルプ（身、知、児、精）
  - デイサービス（身、知、児、精）
  - ショートステイ（身、知、児、精）
  - グループホーム（知、精）
- 現行の施設サービス
- 重症心身障害児施設（児）
  - 療護施設（身）
  - 更生施設（身、知）
  - 授産施設、福祉工場（身、知、精）
  - 通勤寮（知）
  - 福祉ホーム（身、知、精）
  - 生活訓練施設（精）
- ※施設サービスは、5年間の経過措置期限内に移行

- 平成18年4月から
- 介護給付（生活と療養上の必要な介護）
- ホームヘルプ（居宅介護）
  - 重度訪問介護
  - 行動援護、療養介護、生活介護
  - 児童デイサービス
  - ショートステイ（短期入所）
  - 重度障害者等包括支援
  - ケアホーム（共同生活介護）
  - 障害者支援施設での夜間ケア（施設入所支援）
- 訓練等給付（社会的訓練やリハビリ、就労支援）
- 自立訓練
  - 就労移行支援、就労継続支援
  - グループホーム（共同生活援助）

# 雪害による松くい虫の発生に注意



大雪により幹が折れてしまったアカマツ

### ◆森林の雪害対策

例年になく大雪に見舞われ、森林で木が折れるなどの雪害が発生しています。また、今後の降雪で雪害がさらに増える可能性もあります。

森林の整備には補助制度がありますので、補助対象となる雪害については優先的に補助制度を活用していく予定です。

過去五年以内に補助制度を活用して森林整備を実施した山林は「森林国営保険」に加入していますので、雪害状況により保険金が支払われる可能性があります。詳しくは、遠野地方森林組合（☎02-4054）に相談してください。

また、今後の自然災害に備えて森林国営保険への加入希望についても受け付けています。

### ▼アカマツ伐採実施指針（抜粋）

伐採時期	処理方法		
	造材丸太	残材	枝
4月～5月	6月に入る前に林の外へ搬出すること	樹皮をはぐ、焼却、林の外へ搬出する。または薬剤を散布すること	焼却、林の外へ搬出する。または薬剤を散布すること
6月～9月	伐採しないこと。やむを得ず伐採する場合は、遠野地方振興局林務部の指示を受けること		
10月～11月	通常の作業でよい	直径20センチ以上のもは、1センチ以下に切断し乾燥しやすいように残置すること	放置してもよい
12月～1月	通常の作業でよい	1センチ以下に切断し乾燥しやすいように残置すること	1センチ以下に切断し乾燥しやすいようにすること。ただし、最大径3センチ以下のものは放置してもよい
2月～3月	通常の作業でよい	樹皮をはぐ、焼却する。または林の外へ搬出すること	樹皮をはぐ、焼却する。または林の外へ搬出すること

### ◆松くい虫対策

これまで雪害に遭った木の種類の多くはアカマツです。このまま放置しているとアカマツを枯らす「松くい虫」が発生する恐れがありますので、適切に処置する必要があります。

処置する場合には「アカマツ伐採実施指針」に従って適正に

作業してください。（右表参照）

枯れたアカマツを発見した場合はすぐに、遠野地方振興局林務部（☎02-9933）、市森林産業室（☎02-4054）のいずれかに連絡してください。

問い合わせ先

市森林産業室（☎02-4054）

## 県から市へ権限・事務移譲

# 市が身近なサービスを担当します

新市まちづくりを推進するため、四月一日に県から市へ七法令百二十五の事務が移譲される予定です。市は、皆さんの生活に直結したサービスのさらなる向上を目指します。詳しくは、各担当課へ問い合わせください。

権限・事務移譲法令	主な事務	問い合わせ先
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガス販売事業者の登録受け付けなど	市消防本部保安施設課 保安情報係 (☎02-4311-1135)
火災取締法	採石業者などに対する火災類の譲渡や譲り受けの許可など	市消防本部保安施設課 保安情報係 (☎02-4311-1135)
工場立地法	特定工場新設の届け出受理など	市総合産業振興センター (☎02-2111-1132)
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣捕獲の許可など（アナグマ、ニホンジカなど追加）	市農業振興課 営農係 (☎02-4054-1111)
児童福祉法	認可外保育所施設運営状況の報告受理など	市健康福祉の里福祉課 児童家庭係 (☎02-5111-1122)
身体障害者福祉法	身体障害者相談員の委託	市健康福祉の里福祉課 障害福祉係 (☎02-5111-1113)
知的障害者福祉法	知的障害者相談員の委託	市健康福祉の里福祉課 障害福祉係 (☎02-5111-1113)